

給 与 所 得 者 再生手続開始申立書

収入印紙
10,000円

※消印しない。

千葉地方裁判所

御中

平成 年 月 日

現住所	〒 -		
連絡先電話番号	-	-	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> ()
FAX番号	-	-	<input type="checkbox"/> 電話共用
住民票上の住所			
ふりがな			
申立人氏名	(旧姓)		印
生年月日	大・昭・平	年 月 日	生 (満 歳)
送達場所の届出 (現住所と異なる場所で、裁判所からの書類の受け取りを希望する場所)			
	〒 -		

申 立 代 理 人 (又は書類作成者)

氏名				印
事務所住所	〒 -			
電話番号	-	-	FAX番号	- -

受 付 印

印紙	10000円		
郵便	円		
<input type="checkbox"/> 窓	<input type="checkbox"/>	認	
<input type="checkbox"/> 郵便		印	

申立ての趣旨等

- 1 申立人について、給与所得者等再生による再生手続を開始する。
との決定を求める。

※ あなたについて給与所得者等再生による再生手続を行うことが相当でない裁判所が判断することになった場合に備えて、あらかじめ、①小規模個人再生による再生手続、②通常の再生手続のうち相当と認められる手続により、手続開始決定をすることを求めておくことができます。下記2では、あなたの希望する事項の前にある□に✓印を付けてください。（両方に✓印を付けてかまいません。）。

どの欄にも印がない場合には、給与所得者等再生以外では、再生手続の開始を求めているものとして扱われることとなります。

- 2 給与所得者等再生を行うことが相当と認められない場合には、

- ①小規模個人再生による再生手続の開始を求める。
 ②通常の再生手続の開始を求める。

申立ての理由等

- 1 申立人の負担する債務は添付の**債権者一覧表**に記載したとおりであり、総額5,000万円（※1）を超えていないが、申立人の財産の状況及び収入の額等は、この申立書に添付した**陳述書**に記載したとおりであり、申立人には、破産の原因となる事実の生ずるおそれがある。

申立人は、**陳述書の「第1 職業、収入の額及び内容等」（4ページ）**に記載したとおり、定期的かつ額の変動の幅の小さい収入を得る見込みがあり、下記3の方針により再生計画案を作成し、再生債権者の一般の利益に反しない弁済を行うことができる。

- 2 申立人には、**陳述書の「第5 過去の免責等に関する状況」（9ページ）**に記載したとおり、給与所得者等再生による再生手続を求めるのに支障となる事由はない。

- 3 再生計画案の作成の方針についての意見

各再生債権者に対する債務について、相当部分の免除を受けた上、法律の要件を充たす額の金額を分割して支払う方針である。

- 住宅資金特別条項（※2）

なお、申立人所有の住宅（**財産目録「11不動産」記載の土地、建物等**）に関する住宅資金貸付債権については、債権者と協議の上、住宅資金特別条項を定める予定である。

（※1 総額には住宅資金貸付債権の額及び担保権による回収見込額は除かれます。）

（※2 住宅ローン債務について再生計画で特別な条項を定める予定がある場合には、
□に✓印を付けてください。）

添付書類

「再生手続開始申立書の添付書類一覧表」のとおり